

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6－6、6－7会議室

○議事日程

令和3年8月6日（金曜日）午前11時10分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 臼田 正嗣 君	3 番 山田 彰 君
4 番 井上 正隆 君	5 番 野田 卓志 君	6 番 伊藤 均 君
7 番 吉田 和子 君	8 番 玉田 和久 君	9 番 山田 タツエ 君
10 番 八代 治郎 君	11 番 足立 昌人 君	12 番 青山 雅紀 君
13 番 永田 千春 君	14 番 西田 耕三 君	15 番 西部 徹 君
16 番 長尾 始 君	17 番 野村 茂 君	18 番 日置 香 君

○欠席委員（1名）

19 番 田下 喜代 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君	武儀事務所主任主査	河合 正樹 君

午前 11 時 10 分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）これより農業委員会を始めさせていただきます。先ほどの合同会議に引き続いて総会ということで大変貴重なお時間をいただきますが、ご審議をお願いいたします。まずはじめに会長から一言お願いいたします。

○議長（野村茂君）はい。合同会議に引き続いてということですが、農業委員会総会のご審議をいただきますので、よろしくお願いをいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい。本日の欠席委員でございますが、19 番田下委員が 1 名欠席ですので、ご報告をさせていただきます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第 8 条の規定により、委員さんの過半数以上の出席をいただいているので、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。9 番山田委員さん、11 番足立委員のおふたりをお願いします。

これより、議案の審議に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。第 1 号議案については、4 番に八代委員さんの申請で出ておりますので 4 番を先に審議させていただきます。1 番から 3 番、5 番から 8 番の案件についてと、そして前回、継続審議となっておりました議案もありますので、それが 9 番 10 番となっておりますので、3 回に分けてご審議をお願いしたいと思います。それでは八代委員さんご退席をお願いいたします。

（八代委員退席）

○議長（野村茂君）それでは、議案第 1 号の 4 番の案件について事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第 1 号 農地法第 3 条第 3 項の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。はじめに、4 番の案件、1 件の審議をお願いします。議案は 2 ページになります。

4 番の案件 位置図は、4 ページになります。申請地は、下有知保育園の西 150m ほどに位置する農振農用地区域内の田 2,692㎡と下有知保育園の北西 140m ほどに位置する農振農用地区域内の田 864㎡の 2 筆、合計 3,556㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。設定期間は 1 年です。使用借人は、農業規模拡大のため借り受けるというもの。使用貸人は、住所が遠く、管理ができないため申請地を貸すというものです。7 月 13 日の現地確認をした結果、農地性有りと確認しています。以上、使用貸借権設定に関するもの 1 件につきまして、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）はい、事務局の説明が終わりました。補足説明をいただく前に 9 番の山田委員さん、八代さんの農業経営について何かご意見がございましたらご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

○9 番（山田タツエ君）はい。

○議長（野村茂君）それでは、無いということですので、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第 1 号の 4 番について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第 1 号 4 番の 1 件を許可することとします。八代委員さんに着席をしていただいでください。

（八代委員着席）

○議長（野村茂君）続きまして、議案第 1 号の 1 番から 3 番、5 番から 8 番の案件について事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい、議案は 1 ページからになります。

1 番の案件 位置図は、1 ページになります。申請地は関中央病院の東 420m ほどに位置する農振農用地区域内の田 1,064㎡と関中央病院の東 780m ほどに位置する農振農用地区域内の田 646㎡の 2 筆、合計 1,710㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、譲渡人の親戚

であり、申請地を贈与してもらい耕作地の規模拡充を図るというもの。譲渡人は、遠方に住んでおり、農業経営ができないことから譲り渡すというものです。

2 番の案件 位置図は、2 ページになります。申請地は、志津野転作促進技術研修センターの北 400m ほどに位置する農振農用地区域内の田 3 筆、2, 671㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、各務原市で、農林産物販売所を営んでおり、申請地でシイタケを栽培し、販売したいというもの。譲渡人は、高齢で耕作することが困難であるため譲り渡すというものです。

3 番の案件 位置図は、3 ページになります。申請地は、志津野転作促進技術研修センターの北 490m ほどに位置する農振農用地区域内の田、1, 857㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、各務原市で、農林産物販売所を営んでおり、申請地でシイタケを栽培し、販売したいというもの。譲渡人は、多忙で10年以上耕作をしていないため、申請地を譲り渡すというものです。

5 番の案件 議案は2ページ、位置図は、5 ページになります。申請地は、武儀倉集会所の北 100m ほどに位置する農振農用地区域内の登記地目畑、現況地目田、30㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営拡大のため譲り受けるというもの。譲渡人は、多忙であり農地の管理ができないため譲り渡すというものです。

6 番の案件 位置図は、6 ページになります。申請地は、中濃消防組合洞戸出張所の西 230m ほどに位置する農振農用地区域内の田、1, 008㎡、中濃消防組合洞戸出張所の南西 470m ほどに位置する農振農用地区域内の田、277㎡。合計2筆、1, 285㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。使用借人は、地域おこし協力隊の職員であり、まちおこしのため新規就農し、米を栽培したいというもの。使用貸人は、農業経営を規模縮小したいと考えていたところ、借りたいとの申し出があったため、申請地を貸すというものです。

7 番の案件 議案は3ページ、位置図は、7 ページになります。申請地は、栗原集会所の西 250m ほどに位置する農振農用地区域外の畑、370㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。使用借人は、地域おこし協力隊の職員であり、新規就農し、えごまを栽培したいというもの。使用貸人は、農業経営を規模縮小したいと考えていたところ借りたいとの申し出があったため、申請地を貸すというものです。

8 番の案件 位置図は、8 ページになります。申請地は、飛瀬集会所の西 160m ほどに位置する農振農用地区域内の畑、786㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。使用借人は、地域おこし協力隊の職員であり、新規就農し、大豆栽培したいというもの。使用貸人は、農業経営を規模縮小したいと考えており、申し出があったため申請地を貸すというものです。すべての案件について、7月12日と13日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。以上、所有権移転に関するもの4件、使用貸借権設定に関するもの3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）はい、事務局の説明が終わりました。補足説明をいただく前に安田委員さん、山田委員さん、西部委員さん只今の案件に営農に対するご意見がございましたらご発言をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）はい、それでは私の担当する部分についてもございません。補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、これより質疑を行います。議案第1号の1番から3番、5番から8番について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手あり）

○議長（野村茂君）はい、野田委員さん。

○5 番（野田卓志君）はい、今回新規就農の方が2人いらっしゃいますが、再審議になっている方が営農計画書が今の仕事のお勤めもあってということで話にはなっているのですが、今回この案件については営農計画書というものが出ていて、それには問題がないという話でいいのかということと、その職業によってどうのこうのというのは、例えば新規就農の方に関しては営農計画書を会議の場に出してもらって、私たちも見させてもらうという方が、個別のケースに対応するのはあまり良いことじゃないのかなと思うので、ちょっと大丈夫ですという言葉だけを信じて。まあ、見てもわからないかもしれませんが、その方が良いのかなと思うので、あくまで私の一意見です。

ので。以上です。

○事務局課長補佐（小石隆之君）今のは洞戸の話ですよ。

○5番（野田卓志君）はい、洞戸ですよ。これふたつあるんですよ。今回新規就農。

○事務局課長補佐（小石隆之君）洞戸の3件は全く同じ人です。

○5番（野田卓志君）はい、それは分かっています。前は、職業的にどうだとか、作付けや金額がどうだとかという話もあったんですけど、今回は何も説明が無いということはそれが良いのか悪いのかということが私たちは分からないですし、今回は前問題になったものが出てきてるんですけど、新規就農の方に関しては営農計画書を一回見せていただくという方が、会議としては良い形じゃないかなということで。今回大丈夫なのかということと、次回からそういう方法はいかがですかという提案をさせていただきました。

○議長（野村茂君）只今ご質問いただきました件についてですが、借受人ですね、この方地域おこし協力隊の方で、来年の7月で3年の任期で洞戸に来て地域おこしの活動をしてみえるのですが、将来は洞戸に住んで農業をやりたいという意向のある方です。営農計画については事務局の方で説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい、営農計画書については野田委員さんからお話しがありましたように、先月のこともございましたので、ご本人にも話しをさせてもらいまして、市の市民協働課との関わりを持っていらっしゃる、農政係の方にも話はしております。それで、洞戸の農地の場所につきましても1ヶ所ではなくて、3ヶ所バラバラと借りて作物もお米や大豆やえごまと種類を分けて、将来的に活性化するように進めていく。農地を借りられる方には、農地利用最適化推進委員さんの田んぼを借りられてやられるということで、ある程度地域の農業者の方が支援をされてやっていくということなので、これにつきましては問題無いかなと思います。あと、書類の方につきましては、お話しがあったように新規就農者の営農計画書につきましては議案等と一緒に配布させていただきまして、当日総会の時に意見を出していただきたいと考えますので、今度からそのように進めさせていただきたいと思います。

○議長（野村茂君）野田さんよろしいでしょうか。

○5番（野田卓志君）はい。

○議長（野村茂君）それでは他に質疑のある方はございませんか。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、これより採決します。議案第1号の1番から3番、5番から8番の案件について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第1号の1番、2番、3番、5番、6番、7番、8番の7件を許可することといたします。

続きまして、継続審議おとなっておりまして9番と10番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい、それでは継続審議となっております2件の説明をします。

9番の案件 議案は3ページから4ページ、位置図は、9ページになります。申請地は、関市農村婦人の家の北470mほどに位置する農振農用地区域内の田、3筆、2,882㎡、農振農用地区域外の田、2筆、498㎡、合計5筆、3,380㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、現在は土木解体業を営んでいるが、以前から興味があった農業をやりたいと考え、新規就農をするというもの。譲渡人は、高齢になり、農地の管理ができないため、譲り渡すというものです。3条10番と同時許可案件です。

10番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、金竜小学校の北西330mほどに位置する農振農用地区域内の田、5筆、2,653㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、現在は土木解体業を営んでいるが、以前から興味があった農業をやりたいと考え、新規就農をするというもの。譲渡人は、高齢になり、農地の管理ができないため譲り渡すというものです。3条9番と同時許可案件です。先月の審議におきまして、委員からたくさんのご意見やご質問をいただきましたので継続審議となっております。そういったご意見をとりまとめをさせていただきまして、代理人である書士に回答を求めました。その回答書が本日お配りしました営農計画書というもので

ございます。具体的に米が作れるかどうか、誰に教えてもらうのかということにつきましては、回答書によりますと、JA岐阜の職員の方に指導を受けて、農機具等の購入の相談もされているということでございますし、実際機械を買うのかどうかにつきましては、前は買う予定ということでしたが、1,2カ月の間にトラクターを買って、ナンバーも着けて新規就農をするために投資をしていますよというような回答をいただいております。あと、研修計画等につきましては実際農業をやっている方のお手伝いをしながら覚えていきたいということと、場所によっては水などどのようにするかなどの基盤整備計画についてのことも本人に聞いて記載しております。このようにまとめさせていただきましたが、各委員さんのご質問を落とさずに回答書の提出をさせていただきます。以上でございます。

○議長（野村茂君）はい、事務局の説明が終わりました。青山委員さん、改めてご意見がございましたら。

○12番（青山雅紀君）営農計画を見させていただいて、新規就農として積極的にやっていただければ経営していくという観点から、しっかりやっていただけるということであれば、手続的に違法であるとかそういったことは見受けられませんので意見はございませんが、頑張ってもらいたいなというように思っております。

○議長（野村茂君）永田委員さんは。

○13番（永田千春君）特にございません。

○議長（野村茂君）はい、他の委員さんで補足説明のある方は挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、これより質疑を行います。議案第1号の9番と10番について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、採決をします。議案第1号の9番、10番の案件について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第1号の9番、10番の2件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。議案は5ページからになります。

1番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、巾公民センターの西280mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、2筆、827㎡の内276㎡。畑4筆、985㎡の内685㎡。6筆、合計1,817㎡の内961㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため第3種農地と判断します。転用の目的は、農地の嵩上げ一時転用です。一時転用期間は、最長6ヶ月です。申請地の一部を宅地造成することになり、申請地と段差ができることから、嵩上げを行い、田としての管理ではなく、畑として耕作したいというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

2番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、巾公民センターの西280mほどに位置する畑386㎡の内305㎡、登記地目田、現況地目畑、641㎡の内551㎡。2筆、合計1,027㎡の内856㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸家です。申請人は、高齢により継続して耕作が困難であることから、営農面積を縮小し、戸建賃貸住宅を3棟建築したいというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

3番の案件 議案は6ページ、位置図は13ページになります。申請地は、長良川鉄道関下有知駅の南西330mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑、3793.32㎡の内93.35㎡。農地の区分は、長良川鉄道関下有知駅からおおむね300m以内のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、共同住宅駐車場です。申請人は、隣接地で共同住宅を経営しているが、現在の駐車場が不足しており、駐車場として利用したいというものです。7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

4番の案件 位置図は14ページになります。申請地は、瀬尻小学校の南西420mほどに位置する田、826㎡の内350.28㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅庭及び進入路です。申請人は、申請地に子の住宅もあることから、敷地のスペースがないため申請地を庭と進入路として利用したいというものです。7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は15ページになります。申請地は、田口集会所の北130mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、2筆、189㎡。農地の区分は、中山間地域にある未整備な農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、飲食業駐車場です。申請人は、鮎料理屋を経営しており、他の土地と一体利用をして駐車場としたいというものです。7月12日に現地確認をしたところ、平成10年から雑種地として利用しているため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。以上、5件についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第2号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、7ページからになります。

1番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、富岡小学校の東350mほどに位置する田、1,749㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため第3種農地と判断します。転用の目的は、建築工事業資材置場です。譲受人は、建築工事業を営んでおり、造成工事に必要な資材を置きたいというものです。譲渡人は、相続により取得したが、耕作が困難であることから譲受人の要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

2番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、長良川鉄道関富岡駅の北東300mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地、46㎡。農地の区分は、長良川鉄道関富岡駅から概ね300m以内にある農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅倉庫です。譲受人の父が、隣地の境界を間違えていて、他人の土地の一部を住宅敷地として利用しており、現状の土地に合わせるため農地法の許可を求めるもの。譲渡人は、遠方に住んでおり、農業経営ができないため譲り渡すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、昭和61年に宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得

ないと判断します。

3番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、肥田瀬グラウンドの西260mほどに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地3007.23㎡の内457.77㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため第1種農地と判断します。転用の目的は、支援センター事務所駐車場です。使用借人は、障がい児通所支援を行っており、送迎の親や施設職員の駐車場が不足しており、駐車場を拡張したいというもの。使用貸人は、施設の敷地として貸すものです。7月12日に現地確認をしたところ、一部雑種地となっているため、始末書を提出するよう依頼中です。申請地は、第1種農地であるため原則不許可ではございますが、既存施設の2分の1以内の拡張であることから例外基準はみたくします。ただし、この申請地は令和3年5月総会に審議された案件で、個人住宅で不許可相当として県へ進達されたもので、今回用途を替えての申請となります。また、平成30年4月に売買で取得され、3年で転用申請があり、申請地の一部は既に造成されている状況でもあります。立地基準は満たしていますが、一般基準として転用する農地の面積が適正でないと考えます。その理由として、施設を増設するわけでもなく、約500㎡の駐車場が必要である明確な根拠がないため、不許可相当と判断します。

4番の案件 議案は8ページ、位置図は、19ページになります。申請地は、大杉公民館の南800mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、2筆、1,888㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、建築足場業資材置場です。譲受人は、建築足場業を営んでおり、資材置場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、平成28年ごろから、資材置場として、利用されており、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であると判断します。平成28年に集落接続の要件で農振農用地からの除外が認められています。しかし、工場・資材置場は集落を形成するものではないと考えるため、集落接続の要件に該当しないと考えます。よって、この案件につきましては、第1種農地の転用における例外基準に当てはまらないことから不許可相当として、県に進達すべきだと考えます。尚、本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

5番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、大杉公民館の西110mほどに位置する畑、472㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、アパートに住んでいるが、手狭であるため一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、片倉グラウンドの東220mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、1018㎡の内328㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、親と同居しているが、将来的なことを考え一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。7月12日現地確認をしたところ、畑で農地性ありを確認をしています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 議案は9ページ、位置図は22ページになります。申請地は、巾公民センターの西280mほどに位置する田、2筆、499㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため第3種農地と判断します。転用の目的は、農地の嵩上げ一時転用です。一時転用期間は、最長6ヶ月です。使用借人は使用貸人と兄弟であり、農地を嵩上げし、自分の農地と一緒に効率的に管理するというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるものです。7月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は23ページになります。申請地は、下有知中学校の南西540mほどに位置する田、669㎡、登記地目畑、現況地目雑種地、264㎡、合計2筆、933㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地である農地のため第1種農地と、宅地に囲まれている農地である第3種農地と判断します。転用の目的は、建築条件付分譲住宅です。譲受人は、申請地は、交通の便がよ

く、日用品を買う店も近くにあることから需要があると考え、申請地を建築条件付分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、相続で取得したが、高齢であるため農地を維持管理する事が難しいため、要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、1筆が令和元年に雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地の1筆は、第1種農地であるため、原則不許可ではございますが、集落に接続していることから、農地転用の制限の例外基準をみたすもの、1筆は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、下有保育園の南東350mほどに位置する畑、722㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。譲受人は、下呂市で建築業を営んでいるが申請地を買い受け、分譲住宅を建築したいというものです。譲渡人は、高齢となり、耕作が困難であるため、要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

10番の案件 議案は10ページ、位置図は25ページになります。申請地は、下有知保育園の南東350mほどに位置する畑、2筆、2,234㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人、譲渡人のそれぞれの理由につきましては、9番の案件と同じ理由でございます。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は26ページになります。申請地は、長良川鉄道関下有知駅の南西470mほどに位置する登記地目宅地、現況地目田、3793.32㎡の内812.83㎡。農地の区分は、長良川鉄道関下有知駅の500m以内の農地であるため第2種農地と判断します。転用の目的は、グループホームです。賃借人は、周辺地域にグループホームが少ないことから需要があると考え転用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

12番の案件 議案は11ページ、位置図は27ページになります。申請地は、下有知南部公民センターの北230mほどに位置する畑、519㎡の内340.91㎡。農地の区分は、宅地に囲まれている農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、プレス加工業事務所及び駐車場です。賃借人は、申請地南側で工場を経営しており、申請地の一部を事務所及び駐車場として、利用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出を受け、申請地を貸すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は28ページになります。申請地は、十三塚公民センターの南西170mほどに位置する畑、217㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、アパート住まいで手狭であり、申請地を買い受け自己住宅を建築するというものです。譲渡人は、申請地は他の所有農地と離れており、効率が悪いことから譲受人の要望に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は29ページになります。申請地は、東海環状自動車関広見インターの西530mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、397㎡の内96㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、住宅への進入路です。使用借人は、現在、アパート住まいであり家族が増え、住居が手狭になったため、貸人の宅地内に住宅を建築するにあたり、進入路が必要になってきたもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可ではございますが、集落に接続していることから、農地転用の制

限の例外基準をみたまものと考えます。

15番の案件 議案は12ページ、位置図は30ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの西550mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、642㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、紙加工販売及び印刷業駐車場です。賃借人は、申請地を借り法人の駐車場として利用したいというもの。賃貸人は、賃借人の要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、昭和60年から雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は31ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの西400mほどに位置する登記地目田、現況地目一部雑種地、188㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅駐車場家庭菜園です。譲受人は、申請地の東側に住んでいるが、住宅が敷地いっぱい建っており、家族の車を置く場所がないため、申請地を譲り受け、駐車場、家庭菜園として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、平成15年に一部雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、32ページになります。申請地は、虹ヶ丘幼稚園の西550mほどに位置する登記簿宅地、現況地目畑、203.36㎡、登記簿山林、現況地目畑、0.46㎡。合計2筆、203.52㎡。農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に1つの医療機関と1つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、別宅への進入路です。譲受人は、申請地の南側に住宅が有り、現在は西側の狭い道路より出入りをしており、大変不便であるため、北側道路から入れるよう進入路として利用したいというものです。譲渡人は、高齢で耕作が困難であったため、譲受人の要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、既に雑種地となっており始末書を添付するよう依頼中です。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

18番の案件 議案は13ページ、位置図は33ページになります。申請地は、虹ヶ丘公民センターの東350mほどに位置する畑、756㎡。農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に2つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、金型製造業駐車場です。譲受人は、事業の拡大により、従業員を新規雇用するため、駐車場が不足することから申請地を駐車場として、利用したいというものです。譲渡人は、高齢であり、農業耕作が困難であることから、譲受人の要望に応えるというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

19番の案件 位置図は34ページになります。申請地は、下白金公民センターの東170mに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、20㎡。農地の区分は、宅地に囲まれている農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。譲受人は、申請地を自宅への進入路として、利用したいというもの。譲渡人は、周辺が宅地化されてきたことから、農地の維持管理ができないため譲り渡すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、平成元年から既に雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

20番の案件 位置図は35ページになります。申請地は、小宮集会所の西130mほどに位置する462㎡。農地の区分は、中山間地域等の未整備農地であり第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。譲受人は、申請地で太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用をしたいというもの。譲渡人は、要望により売り渡すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

21番の案件 議案は14ページ、位置図は36ページになります。申請地は、栗原集会所の北

300mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、545㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、飲食業駐車場です。使用借人は、鮎料理店を営んでおり、年々増加する利用客の駐車場が不足しているため、駐車場を拡張したいというものです。使用貸人は、自分の経営する店の駐車場として、貸すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

22番の案件 位置図は37ページになります。申請地は、下菅谷集会所の東230mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、380㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、自動車整備業駐車場です。譲受人は、自動車整備業を営んでおり、整備するための自動車を保管しておく土地がないため、申請地を駐車場として利用したいというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるものです。7月12日に現地確認をしたところ、平成7年から既に雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

23番の案件 位置図は38ページになります。申請地は、尾倉集会所の北60mほどに位置する畑、2筆、1,029㎡の内528㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、地区集会所です。譲受人は、県が道路を拡幅することにより集会所がなくなるため、申請地に集落の集会所を建築するというものです。譲渡人は、遠方に住んでおり農業に従事できないため、譲り渡すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

24番の案件 議案は15ページ、位置図は39ページになります。申請地は、道の駅むげ川の西230mほどに位置する登記地目畑、現況地目田、291㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、結婚後に住む個人住宅を申請地に建築したいというものです。使用貸人は、子の婚約者に住宅を建てるための土地を貸すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可ではございますが、集落に接続していることから、農地転用の制限の例外基準をみたと考えます。

25番の案件 位置図は40ページになります。申請地は、JAめぐみの美濃農業サポートセンター西390mほどに位置する田、594㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は、現在親と同居しているが、手狭であるため自己住宅を建築したいというものです。使用貸人は、子の家を建築するための土地を貸すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可ではございますが、集落に接続していることから、農地転用の制限の例外基準をみたと考えます。

26番の案件 位置図は41ページになります。申請地は、博愛小学校の北西270mほどに位置する田、2筆、589㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、金属製造加工業駐車場です。譲受人は、申請地と周辺の土地を一体利用し、駐車場として利用したいというものです。譲渡人は、多忙で農地の維持管理ができないため、申請地を貸すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分1以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。5条27番と同時許可案件です。

27番の案件 議案は16ページ、位置図は42ページになります。申請地は、博愛小学校の北西270mほどに位置する田、26㎡。農地の区分は10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、金属製造加工業駐車場です。使用借人は、申請地と周辺の土地を一体利用し、駐車場として利用したいというものです。使用貸人は、多忙で農地の維持管理ができないため申請地を貸すというものです。7月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認し

ています。申請地は、第1種農地であるため原則不許可であります。既存施設の2分1以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。5条27番と同時許可案件です。以上、所有権移転に関するもの17件、使用貸借権設定に関するもの7件、賃貸借件設定に関するもの3件、合計27件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手あり）

○議長（野村茂君）はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄君）3番の案件でございますが、この土地は1種農地でございますが、畑一部雑種地となっておりますが、実際は嵩上げ等の許可がされていないと思います。先ほどの説明では、始末書の添付ということですが、第1種農地の場合、今後いろんなものが建たないということでもありますので、このような場合、現況復帰の命令を出したことは今までにはないのでしょうか。実は、農業経営の拡大ということで、田を利用していたということですが、畑に嵩上げしたり雑種地として埋め立てしたりということですが、将来的には建物等建たない、1/2以内なら建つということになりますかね。やはり、現状ではそういう状態ですので、始末書でそれを済ませるのか、現況復帰までということではできないのでしょうか。どんな見解でしょうか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）始末書につきましては、追認案件ということで、本来農地として管理するところを勝手に家を建てると、農地法を理解しないでやっちゃいましたということには出してもらいますが、今回の案件につきましては、造成されていることが見受けられることと、過去にはこういった議案に上がったケースではないのですが、勝手に埋め立てをやっているところはどうかという市民からの問い合わせもありまして、そういうものについては通知文書を出し、現況復旧をなささいというようなもので、書類としては正直緩めです。きついような文書ではないので、そういったものはあっても年に数件です。ほかっというはいけないということで、過去には出したケースもあると思いますが、現況復旧命令については、勉強不足で申し訳ないですが、たぶん許可権者の県の方が市に入るといようなかたちで、市が直接規定に基づいてやるということ、僕もやったことがないのですが、ただ悪質なものであれば始末書ですみませんただではおかしい話ですので、そこらへんについては一度勉強させてもらって、悪質なものについてはだめなものですから、対応をするようなかたちで調べさせていただきます。県には議案を持って、不許可相当という意見でヒアリングに行くわけですが、そのへんの対応についても話を聞いて事務局内でも相談して対応していきたいと思います。

○議長（野村茂君）他の方よろしいでしょうか。

（挙手あり）

○2番（臼田正嗣君）すみません。4番ですけど、現況確認に行くともうできてしまつとるわね。ずっと、平成20年頃から。そういう場合はどうなるの。

○事務局課長補佐（小石隆之君）一応、今の安田委員の話で始末書どうこうではない。結局、例外規定の要件もなければ、今の話、戻しなさい。しかも手がない。許可が下りない。ただ、そのへんも難しいところがあって、許可もなしに勝手にやっちゃってなんとかしろという話でもあるので、たぶん正式に土地の所有者と資材置場の業者との話で、いい加減しっかり手続きを踏んでくれという話があってここにきたのかなという想像はできるのですが、ただ現場を見ても周りが田んぼで、南側に同じようなスクラップ資材置場がひとつあって、工業団地の工場に連なっていくというような段階で、家なんか何にもないです。ただ、その時の状況なのでどういう解釈で除外が通ったのか分かりませんが、その時の除外を通した案件は、集落に接続している場合は例外規定があるという理由で外してあるのですが、先ほども言いましたように、資材置場や工場は集落じゃないということとは基本的な考え方でございまして、その時の判断は間違っていたという解釈じゃないかなと思うのですが、このへんについても、事務局としてはたぶん、3番と4番については許可基準には満たさないのではないかなと考えるのですが、先ほどの3番についてはそれ相応の事情があって、転用してもやむを得ないよという県が判断すればこれは認められる話で、市として不許可相当であっても、県が許可相当にするという案件は県内でも何件でもある話なので、そういう意見になれば全く市と県の意見が一緒になるかということそれはそれで違うことになる場合もありますので、それはお

断りはしますが、この案件につきましては非常に厳しい。現状としては手があまりないのかなと判断していますが、最終的には現況復旧しろと言うしかないのではないかなと考えますが、他にも考え方があれば考えますが、今のところはあそこの真ん中の農転は厳しいのではないかなと考えております。

○議長（野村茂君）他に補足説明のある委員さんはございませんか。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）他にございませんようですのでこれより質疑を行います。議案第3号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手あり）

○議長（野村茂君）はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄）はい、3番の件ですけど、事務局の説明では駐車場として必要とあればということですけども、実はそれに付け足していただきたいというのは、駐車場として予定していたところに喫茶店を作ってしまったっているのですね。もともと駐車場であったところに喫茶店を作ってしまったということですので、喫茶店がなければ駐車場の問題は出てこなかったという、他法関係になりますけれども、いわゆる社会福祉法とか建築基準法とかの関係もあると思いますけれども、当初の計画の中には駐車場になっていたわけですね。そこへ喫茶店を作ってしまった、現在は営業をしております。喫茶店のお客さんの駐車場などもこの申請のところに欲しいというのが私の想像ですけども、本人は施設の駐車場と言っておりますけれども、私が数回見たところ駐車場は埋まっている様子はなく、喫茶店の部分の駐車場があれば十分、当初の計画としては施設としてまかなえるという状況ですので、当初の目的のところ以外のところに喫茶店という異質なものを、障がい者施設のところに喫茶店を作ってしまうこと自体が、さらに今回駐車場が不足するという申請で納得できない。さらに先ほど言いましたように、勝手に埋め立てをしてしまって、当初は水稻を一生懸命やると言いながら、当初の目的と反したことをやっておりますので、そのへんを補足していただきたいです。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい、今安田委員さんが言われましたことにつきましては、今日午後からのヒアリングで過去の経緯等を含めてお話しさせていただきます。

○議長（野村茂君）他にございませんか。それでは質疑もないようですのでこれより採決します。議案第3号について、議案のとおり岐阜県知事に進達することについて異議のない方は挙手をお願いします。

○5番（野田卓志君）すみません、3、4が不許可ということでそれ以外が。

○事務局課長補佐（小石隆之君）そうですね、事務局の提案といたしましては、3番と4番は不許可の案件ではないかと。残りについては許可相当ではないかと。

○5番（野田卓志君）それでよければ挙手をとということですね。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい。

○議長（野村茂君）それではよろしいですか、今の説明。3番4番については許可相当ではないという意見をつけて進達し、あとの案件につきましては問題ないということで議案のとおり進達すること、それでは議案第3号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第3号の27件を原案のとおり岐阜県知事に進達いたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、17ページからになります。賃貸借権設定に関するものについて、更新が13筆17, 356㎡。使用貸借権設定に関するものについて、新規が44筆、68, 107㎡です。使用貸借権の変更が2筆で、1, 544㎡から1, 114㎡、805㎡から375㎡となります。地区は、武芸川町宇多院、武芸川町跡部、小屋名、戸田の4地区です。権利の設定を受ける者は、有

限会社むげがわ農産他でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を行います。質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、議案第4号について採決します。議案第4号について議案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第4号の農用地利用集積計画については、原案のとおり承認することとします。

次に、報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので報告させていただきます。議案は、22ページになります。

1番の案件 届出地は、山田地区の田、2筆、2, 117㎡。賃借人は、株式会社ユニティーです。合意解約成立日は、令和3年7月14日です。

2番の案件 届出地は、山田地区の田、1筆、1, 638㎡。賃借人は、株式会社ユニティーです。合意解約成立日は、令和3年7月14日です。

3番の案件 届出地は、山田地区の田、1筆、1, 354㎡。賃借人は、株式会社ユニティーです。合意解約成立日は、令和3年7月14日です。以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、ただ今事務局の方からの報告のとおりでございます。それでは、大変長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。本日も審議いただく議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。

午前12時32分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長



9 番



11 番

